

公用封筒・広報ほんじょうに広告を掲載しませんか

★企画課 ☎ 25 1 1 5 7

市では、地域経済の活性化と財源の確保等を目的に、有料広告事業を実施しています。
公用封筒・広報ほんじょうへの有料広告を次のとおり募集します。

公用封筒

- **広告媒体** 長形3号の公用封筒（主に市役所の各課から市民、関係機関等への文書送付用）
- **募集期間** 10月20日(水)まで（必着）
- **広告の規格等**
 - ①掲載位置 封筒裏面
 - ②募集枠数 5枠
 - ③枠の大きさ（1枠あたり）おおむね縦30mm×横85mm
 - ④刷色 単色（黒）
 - ⑤広告料（1枠あたり） 30,000円
 - ⑥印刷枚数 30,000枚
 - ⑦掲載期間 印刷後、市が使用を終えるまでの期間で、12月ごろから4か月程度

広報ほんじょう

- **広告媒体** 広報ほんじょう（毎月32,000部発行）
- **募集期間** 10月20日(水)まで（必着）
- **広告の規格等**
 - ①掲載位置 「くらしの情報すてーしょん」のページの最下段
 - ②募集枠数 3枠
 - ③枠の大きさ（1枠あたり）おおむね縦52mm×横86mm
 - ④刷色 単色（黒）
 - ⑤広告料（1枠あたり）3号分につき30,000円
 - ⑥掲載期間 1～3月号

- **申 込** 次の書類を直接又は郵送で企画課（市役所3階）に提出
 - ①有料広告掲載申込書（企画課で配布又は市ホームページからダウンロードしたもの）
 - ②広告の原稿
 - ③納税証明書（申込者が市外の場合）
 - **郵 送 先** 〒367-8501 本庄市本庄3-5-3 本庄市企画課
 - **注意事項**
 - ・内容によっては掲載できない場合があります。
 - ・応募多数の場合は抽選等により掲載を決定します。
- ※詳しくは、「本庄市有料広告事業取扱要綱」及び「広報ほんじょう広告掲載基準」をご覧ください。
企画課又は市ホームページで閲覧できます。

長峰墓地慰霊法要

大正12年9月1日に発生した関東大震災の混乱の中、流言飛語により、市内で八十余人の朝鮮人が尊い生命を奪われました。その犠牲者のご冥福を祈る慰霊追悼の式典が、9月1日に東台5丁目の長峰墓地で行われました。

式典には、吉田市長をはじめとして、在日朝鮮人・在日大韓民国人代表や市民のみさんが多数出席しました。



市仏教会の僧侶の読経に続き、市長の慰霊の辞が述べられ、その後、出席者の焼香の列が続きました。

「物忘れが心配な人とその家族のための研修会」（認知症の正しい理解と予防）を開催

年をとってからの“もの忘れ”…いったいどこからが病気なんだろうという不安をお持ちの方は少なくありません。この研修で認知症に関する正しい知識を身につけて、不安の解消にお役立てください。

日 程	会 場
10月29日(金)	仁手公民館
11月22日(月)	北泉公民館
12月17日(金)	セルデイ
平成23年1月21日(金)	市民プラザ

※内容は毎回同じです。

時間 午後1時30分～

講師 妹尾 英男 氏（上武病院院長）

対象 市内在住の人 **費用** 無料

申込 10月12日(火)から電話又は直接下記へ

★介護いきがい課 ☎ 25 1 1 2 7



国民保護計画(案)についてみなさんの意見を募集します

市では、平成19年に策定した「本庄市国民保護計画」を変更します。

つきましては、この計画案に対するご意見を次のとおり募集します。

募集期間 10月1日(金)～11月1日(月)

対象

- ①市内在住・在勤・在学者
 - ②市内に事務所又は事業所を有する人
 - ③市税の納税義務を有する人
 - ④この事業に利害関係を有する人
- 閲覧場所** 自治防災課(市役所3階)、総務課(総合支所2階)、中央公民館、図書館(本館・児玉分館)
※市ホームページでも閲覧可

閲覧時間 各閲覧場所の開庁・開館時間
意見の提出方法 住所・氏名・連絡先を記入のうえ、直接又は郵送・ファックス・電子メールで自治防災課へ

意見の提出先

○郵送 〒367-8501 本庄市本庄3-5-3

○電子メール jtbousai@city.honjo.lg.jp

意見の取り扱い 意見に対する考え方やび修正案は、内容を公表します。類似の意見は取りまとめて公表します。住所・氏名等は公表しません。また、意見に対する個別の回答は行いません。

★自治防災課 ☎ 1184・FAX 20602

公共下水道への接続はお早めに

公共下水道は、私たちの快適な生活環境を守ります。また、河川や湖沼などの水質を保全します。お住まいの地域が公共下水道へ接続できる区域になったときは、公共下水道への切り替えをお願いします。

期限内につなぎましょう

くみ取り式トイレの場合は3年以内に水洗式トイレに改造し、公共下水道へ接続してください。浄化槽を使用している場合は、おおむね1年以内に使用を廃止し、公共下水道に接続してください。

費用について

下水道に接続する際の宅内の工事費は、すべて自己負担となります。費用の金額は工事の内容等で変わりますので、市が指定する「指定下水道工事店」に見積もりを依頼してください。

※指定下水道工事店については、下水道課へお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

融資あっせん制度があります

接続工事の費用を自己資金だけで一度に負担することが困難な場合、融資あっせん制度を利用することができます。この制度は、指定金融機関で融資を受ける人に対して、融資の返済が完了した後に、一定の条件で利子相当額の全部又は一部を補給するので、事前の申し込みが必要です。

※詳しい内容や手続き方法については、下水道課へお問い合わせください。

★下水道課 ☎ 1146

10月18日(月)～24日(日)は「行政相談週間」です

総務大臣から委嘱された行政相談委員が行政相談所を開設し、みなさんからの相談をお待ちしています。

市役所の仕事などについて、苦情や要望をお持ちの方は、行政相談をご利用ください。

日時 10月21日(木) 午前10時～午後3時
(正午～午後1時を除く)

会場 市役所1階101会議室

相談内容 福祉、道路、医療、保険、年金など

※定例の相談は、毎月第3木曜日の午後1時から4時まで実施していますので、ご利用ください。各種相談については、21ページをご覧ください。

紹介します
わがまちの
相談委員

石田 祐寛 氏 ☎ 23415
福島 教子 氏 ☎ 243060
立花 勲 氏 ☎ 721373

★市民課 ☎ 1110

検察審査委員に選ばれたらご協力を

交通事故、詐欺、脅迫などの犯罪の被害にあり、警察や検察庁に訴えたが、検察官がその事件を起訴してくれない。このような不満をお持ちの人のために、検察官のした処分が正しかったかどうかを審査する機関として「検察審査会」があります。検察審査会では、選挙権を有する国民の中から「くじ」で選ばれた11人の審査員がこの審査をします。

あなたもいつか審査員に選ばれることがあるかもしれません。審査員に選ばれたときには、国民の代表としてご協力をお願いします。

※この制度を紹介したDVDの貸出しも行っていきます。

*お問い合わせは左記へ

★さいたま地方裁判所熊谷支部内熊谷検察審査会事務局 ☎ 048-521-2474